

ルールを守って安全に

自転車は「くるま」の仲間です

健康増進や環境保全などの観点から自転車利用が増加したため、危険運転や交通事故が多発しています。自転車・自動車・歩行者など道路を利用する全ての人がルールを知り、お互いの安全を心がけましょう。



新「自転車安全利用五則」

11月1日から「自転車安全利用五則」の内容が変わりました。自転車を安全に乗るための、新たな五則を紹介します。

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法では、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところでは、車道の左端を通行しましょう。

ただし、道路標識や道路標示で指定された場合のほか、運転者が一定の要件を満たすときは、歩道を通行できる場合もあります。その際には、歩行者に注意して徐行し、通行を妨げるような場合は一時停止しましょう。傘を差しながら、スマート

フォンなどを操作しながら、ヘッドホンを着けて音楽などを聴きながらなどの「ながら運転」は危険なので、やめましょう。

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、車道の信号に従いましょう。

一時停止の標識がある場所、踏切、狭い道から広い道に出るときや見通しの悪い交差点では、必ず止まって左右の確認をしましょう。

夜間はライトを点灯

無灯火は、ほかの人から自転車が見えづらく、危険です。夜間はライトを点灯し、自転車の存在を周りに知らせましょう。

反射器材(リフレクター)を後部や側面に取り付けると、車のライトに反射し、発見されやすくなり

なります。

飲酒運転は禁止

飲酒運転は絶対にしてはいけません。

自転車に乗る予定がある人は、飲酒させないようにしましょう。

ヘルメットを着用

自転車乗車中の死亡事故の約6割が頭部に致命傷を負ったことによるもので、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は着用していた場合と比較すると3倍以上になります。交通事故による被害を軽減するため、年齢に関わらず、ヘルメットをかぶりましょう。

問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396

点検と整備をしよう

思わぬ事故を防ぐため、定期的に点検・整備をしましょう。ブレーキがよく利くか、タイヤの空気が十分か、ライトが点灯するかなどは、利用する前に必ず点検しましょう。

TSマーク

自転車安全整備士が自転車を点検、整備(有料)して安全が確認されたときに貼られるマークで、傷害および賠償責任保険が付加されます。自転車安全整備店の看板があるお店で加入でき、有効期間は1年間です。再度、点検整備を受けると保険期間を更新することができます。



TSマークの問い合わせ先

公益財団法人千葉県交通安全協会(☎043-271-8481)
千葉県自転車軽自動車商協同組合(☎043-266-3221)

自転車保険に加入しよう

千葉県では、7月1日から自転車保険の加入が義務化されました。自転車に乗る誰もが事故の加害者になる可能性があり、過去には1億円近い賠償金が請求された事例もあります。

万が一の事故に備えて、必ず自転車保険に加入しましょう。

自転車保険には、さまざまな種類があり、自動車保険・火災保険、クレジットカードなどの損害保険の特約として用意されている場合もあります。自身の加入状況を確認してみましょう。

問い合わせ先

千葉県くらし安全推進課(☎043-223-2263)